

令和3年4月23日

法人向けインターネットバンキング
ご契約者 各位

広島県信用組合

「インターネットバンキング（法人向け）利用規定」の一部改正について

平素はインターネットバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、「ケンシンインターネットバンキング（法人向け）利用規定」を下記のとおり一部改正し、令和3年5月1日から適用させていただきます。

なお、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

記

1 改正する利用規定

[ケンシンインターネットバンキング（法人向け）利用規定](#) [PDF]

2 適用開始日

令和3年5月1日

3 主な改正内容

- (1) 「第1条 ケンシンインターネットバンキングについて」に税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」を追加します。

第1条 ケンシンインターネットバンキングについて

2. 各種取引の内容

③ 税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

- (2) 「第1条 ケンシンインターネットバンキングについて」に預金口座振替サービスを追加します。

第1条 ケンシンインターネットバンキングについて

2. 各種取引の内容

(4) データ伝送

③ 預金口座振替サービス

- (3) 「第2条 利用申込」に犯罪収益移転防止法にもとづくご本人さま確認のお手続きが完了していることを追加します。

第2条 利用申込

1. 利用申込条件

(1) 利用申込者は、以下の条件を全て満たす方に限ります。

① 法人、個人事業主のいずれかであること

また、犯罪収益移転防止法に基づくご本人さま確認のお手続きが完了しているお客様

(4) 「第2条 利用申込」に利用申込を承諾しないことを変更します。

第2条 利用申込

1. 利用申込条件

(2) 当組合は、以下の条件により利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。

① 第21条第8項に一つでも該当するとき

(5) 「第9条 手数料等」に基本手数料以外の組合所定の諸手数料の支払い、および諸手数料を新設・変更する場合のお支払い方法を追加します。

第9条 手数料等

(3) ご契約者は、取引内容により基本手数料以外に当組合所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、本条第1項と同様の方法により引落しします。

(6) 「第13条 振込振替サービス」の振替と振込との区別を変更します。

第13条 振込・振替サービス

1. 振込振替サービスの内容

(3) 振替と振込との区別は、次により取扱うものとします。

① 「振替」…支払指定口座と入金指定口座が同一店内かつ同一名義の場合における資金移動のことを指します。

② 「振込」…支払指定口座振替と入金指定口座が異なる当組合本支店および他の金融機関にある場合、または異なる名義の場合における資金移動取引のことを指します。

(7) 「第13条 振込振替サービス」の入金指定口座の指定方法に事前登録方式を追加します。

第13条 振込・振替サービス

1. 振込振替サービスの内容

(5) 入金指定口座の指定方法は、ご契約者があらかじめ当組合所定の書面により入金指定口座を届け出る方法(以下、「事前登録方式」という。)、およびご契約者が依頼の都度入金指定口座を指定する方法(以下、「都度指定

方式」という。)による取扱ができます。ただし、当日扱の「振込・振替」においては、「ID・パスワード方式」、「電子証明書方式」により利用する場合、原則として、事前登録方式による取扱に限るものとします。

- (8) 「第13条 振込振替サービス」に組戻しができない場合を追加します。

第13条 振込・振替サービス

6. 入金指定口座への入金ができない場合の取扱い

- (5) ご組戻依頼を受け付けた場合でも、振込資金が入金済みの場合等で組戻しができないことがあります。この場合には受取人と協議してください。「組戻し」の取扱いを行った場合、当組合所定の組戻し手数料は返却しません。

- (9) 『第14条 税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」』を追加します。

第14条 税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」

1. 税金・各種料払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込みサービス」といいます）」とは

払込みサービスは、当組合が、本サービスによるお客様の依頼に基づき、「ご本人様口座」のうちお客様の指定する普通預金口座または当座預金口座から払込資金を引落しのうえ、当組合ホームページに記載する収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます）の払込みを行うサービスです。

2. 取引の手続き等

(1) 払込みサービスにおける税金・各種料金の払込み取引は、当組合所定の時間内に当組合所定の方法により取扱います。なお、収納機関の利用時間の変動等により、当組合所定の時間内でも利用できないことがあります。

(2) 収納機関の指定方法は、ご契約者が依頼のつど収納機関から通知された収納機関番号、納付番号（お客様番号）、確認番号その他当組合所定の事項をパソコンに入力し、収納機関に対する納付情報または請求情報を当組合に照会する方法により取扱います。但し、ご契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等の払込み方法として、払込みサービスを選択した場合はこの限りではなく、当該納付情報または請求情報が払込みサービスの税金・各種料金の払込み取引に引き継がれます。

(3) 前項本文の照会または前項但書の結果としてご契約者のパソコンの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、ご契約者が支払指定口座を選択し、取引に必要な当組合所定の項目を正確に入力し、払込み手続きをしてください。

(4) 料金等は、払込指定日の当組合所定の時間に引落します。なお、当組合は料金等の払込みにかかる領収書等の発行はいたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果、その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

(5) 料金等の引落しにあたっては、当組合の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当組合所定の方法により取扱います。

- (6) 以下の各号に該当する場合、払込みサービスの税金・各種料金の払込みのお取扱はいたしません。
- ① 料金等の取引金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる金額を含む)を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ ご契約者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それにもとづき当組合が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむをえない事情があり、当組合が支払を不適当と認めたとき。
 - ⑤ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。
 - ⑥ 本利用規定に反して、利用されたとき。
- (7) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて取消しとなることがあります。
- (8) ご契約者が収納機関所定の項目を当組合または収納機関所定の回数以上連続して誤入力された場合は、税金・各種料金の払込み取引の利用を停止することがあります。ご契約者が税金・各種料金の払込み取引利用の再開を希望される場合は、必要に応じて当組合または収納機関所定の手続きを行ってください。
- (9) 税金・各種料金の払込み手続き完了後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、税金・各種料金の払込みを取消す場合は、ご契約者と収納機関とで協議してください。
- (10) 税金・各種料金の払込み取引の利用にあたっては、当組合所定の諸手数料をお支払いいただくことがあります。

- (10) 「第 15 条 データ伝送サービス」に預金口座振替サービスを追加します。

第15条 データ伝送サービス

1. データ伝送サービスとは

データ伝送サービスは、ご契約者の端末機からの依頼に基づき、総合振込・給与(賞与)振込および預金口座振替の各データを一括して伝送できるサービスです。「総合振込サービス」、「給与(賞与)振込サービス」および「預金口座振替サービス」をご利用いただけます。

- (11) 「第 15 条 データ伝送サービス」に振込の不能事由を一部変更します。

第15条 データ伝送サービス

2. 総合振込サービス

(5) 振込の不能事由等

- ③ 引き落とし金額の総額が支払指定口座の限度額を超えるとき。

- (12) 「第 15 条 データ伝送サービス」に給与(賞与)振込サービスの振込資金の引出し日を変更します。

第15条 データ伝送サービス

3. 給与(賞与)振込サービス

(4) 振込手続

- ②当組合は、第10条-2.により依頼内容が確定した場合、原則として振込指定日の2営業日前に、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定、振込規定またはその他関係規定にかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、小切手の提出なしに振込資金を支払指定口座から自動振替により引出し、振込手続を行います。

- (13) 「第15条 データ伝送サービス」に預金口座振替サービスを追加します。

第15条 データ伝送サービス

4. 預金口座振替サービス

預金口座振替サービスとは、次の各項に定める取扱いによるほか、ご契約者と当組合の間で締結した「データ伝送による預金口座振替に関する契約書（インターネットデータ伝送サービス）」の定めによるものとします。

- (1) 当組合はご契約者からの依頼によるデータ伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務を受託します。
- (2) 本サービスにより預金口座振替の請求を依頼する場合は、当組合所定の日時までに行ってください。
- (3) 振替済資金の入金口座はデータ伝送指定口座とします。
- (4) 預金口座振替の引落先として指定できる取扱店は、当組合の国内本支店とします。
- (5) データ伝送指定口座の指定方法は、当組合所定の書面により届出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当組合が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (6) 振替日は当組合の営業日とし、ご契約者が指定するものとします。
- (7) ご契約者が承認実行暗証番号により承認を行ったデータを当組合が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。

- (14) 「第20条 不正な振込等」に不正な振込等にもとづく補てん対象額請求の申し出の免責項目を変更します。

第20条 不正な振込等

2. 補てんの免責項目

- (2) 本条1. - (2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんを行いません。

- ①不正な振込等が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

ア. ご契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合

イ. ご契約者の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます。）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合

- ウ. ご契約者が、当組合に対する被害状況の説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- エ. ご契約者に重大な過失があった場合
- オ. 当組合が推奨するセキュリティ対策を実施していない場合

(15) 「第 21 条 解約等」に移管手続を追加します。

第21条 解約等

- (4) 代表口座を移管するとき、本サービスの契約を解約後に移管手続を行い、移管後の口座で新規に契約をお申込みください。また、サービス口座を移管する場合は、サービス口座の登録解除の申込み手続き完了後、移管手続のうえサービス口座変更の申込み手続きを行ってください。

(16) 「第 21 条 解約等」に本サービスのご契約をお断りさせていただくもの、および本サービスの利用停止に関する事項を追加します。

第21条 解約等

- (8) 本サービスは次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はこのサービスの契約をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、ご契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は本サービスの利用を停止し、またはご契約者に通知することにより、本サービスを解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① ご契約者がサービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② ご契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ ご契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的要求行為

- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(17) 「第 24 条 規定の変更」に適用開始日を追加します。

第24条 規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、当組合の責による場合を除き、規定の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

以上

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00~17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1~3）

